

## 課 題

A は、中学時代からの友人 B が、何度かにわたって無利息で貸した金（合計 15 万円）をまったく返さないため、返還請求をしたところ、2014 年 9 月 24 日に、B は、B 名義の C 銀行の普通預金口座（以下、「本件口座」という。）の通帳と印鑑を A に渡した。通帳には、同日付で 20 万円の残高が記されていた。ところが、翌日、A が C 銀行に行って残高を確認したところ、B は直前にキャッシュ・カードを使って預金を本件口座から全額引き出していた。A は、B の行動に非常に腹を立て、いっそ B の親から取り返そうと考えた。そこで、A は、同月 26 日の午前 10 時頃、B の名を騙って B の母親 D に電話をかけて次のように頼んだ。「仕事の関係で、暴力団とトラブルを起こしてしまった。今日中に 50 万円払わないとヤバい。急いで、本件口座に 50 万円を振り込んで欲しい。」

D は、気が動転して A を B だと誤信し、夫（=B の父親）X に連絡を取ろうとしたが、海外出張中の X とは連絡ができなかった。実は、X は、両親の反対を押し切って事業を始めた B と断絶状態にあり、日頃から妻 D に対し、B に何かあっても援助は無用と言っていた。しかし、D は、自分で 50 万円を用立てることができなかったので、同日午前 11 時頃、自宅にあった X 名義の E 銀行の定期預金の通帳と登録印鑑を持ち出し、D を受任者とする X の委任状を作成して、X 名義の E 銀行の定期預金を解約した。D は、続けて、A が指定した本件口座に X を依頼人として 50 万円を振り込んだ。

さて、A は、午後 2 時頃、C 銀行の窓口で、本件口座の届出印鑑を押印した払戻請求書を作成し、通帳を提出して 50 万円の払戻しを請求した。窓口担当者 F が A に本人確認のための書類提出を求めたところ、A は印鑑と通帳があれば必要ないと思って持ってこなかったと述べた。そこで、F が生年月日と住所・電話番号を尋ねたところ、よどみなく正確に答えた。F は、A の態度に不審な点がなかったため、預金の払戻しに応じた。その際、F は、A が窓口で提出した払戻請求書の筆跡と本件口座開設申込書の筆跡を厳密に比較することはしなかった。

A は、その後行方不明である。

X は、本件振込にかかる 50 万円を取り戻したいと考えている。X がとりうる法的手段について検討しなさい。

佐久間毅ほか『事例から民法を考える』（有斐閣、2014 年）190-191 頁 [佐久間] を著者の同意を得て横山が作成